

## 災害等による大会、総会、および理事会中止に関する申し合わせ

2020年4月27日 日本時間学会理事会

### 1. 大会の開催

#### 1-1 (大会の成立と行事の中止)

(1) 自然災害等により、年次大会開催にあたり多数の参加が著しく困難であると予想される場合、大会の実行委員長は、理事会と相談の上、予定されていた開会時刻をもって大会は成立したものとした上で、一部、もしくは、全ての大会行事を中止することができる。

(2) 大会時の理事会および総会に関しては、理事会と相談の上、会長が招集中止の判断を行う。以下、会長等が相談する理事会とは、2の(3)の電子会議等によるものをさす。

#### 1-2 (研究発表)

(1) 大会は成立したが大会行事としての研究発表が中止となった場合であっても、予定されていた研究発表は発表されたものとして取り扱われる。

(2) 発表を行わなかった研究発表予定者は、大会の主催機関が指定する期日までに申し出ることにより、研究発表を撤回することができる。

#### 1-3 (総会)

(1) 大会時の総会の招集が中止された場合には、総会議案を各会員宛にメール等にて送付し、各議案に対する可否を求め、会員からの返信が正会員現在数の3分の1に達した場合に、総会は成立したものとみなすことができる。

(2) 各審議事項の可否は返信総数の半分以上の賛成があれば可決されたものとする。

(3) 上記方式で総会を開催する場合には、原則として、会則の変更ならびに会員の除名は審議事項としない。

(4) 可否同数のときに議事を決する議長は、大会実行委員長とする。

(5) 理事会提出の決算及び予算(案)が否決された場合は、適当な機会に改めて総会を開いて修正したものを提出する。

#### 1-4 (大会費用)

(1) 原則として、大会参加費は返金する。

(2) 大会行事中止にともない、損失が生じた場合には、これを学会会計により補填する。

#### 1-5 (理事会への報告) 大会行事を中止とした場合、大会実行委員長は理事会に対

して中止の経緯を報告するものとする。

## 2. 理事会

(1) 大会時以外の理事会に関しても、自然災害等により、多数の理事の参加が著しく困難であると予想される場合、会長は理事会と相談の上、予定されていた理事会の招集を中止することができる。

(2) 中止となった理事会において新理事が新理事長を選出する予定であった場合には、改めて適切な時期に理事会を招集する。

(3) それ以外の場合には、理事現在数の過半数の同意が得られれば、電子メールなどを用いた持ち回り審議により議決することができる。過半数の同意が得られない場合には、改めて適切な時期に理事会を招集する。

以上